

## 保育士等確保対策検討会 第2回の検討項目に対する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会

**保育士不足への対応は、要件の緩和ではなく、処遇改善によって保育士有資格者の確保をすすめる方向性とすべきです。**

保育士の確保とともに定着に関する課題は「子ども・子育て支援新制度」の施行前後を問わず、非常に切迫した状況です。

待機児童解消加速化プランによる基盤整備が計画値を上回る進度にあつて、質の確保を伴ったその担い手が確保できなければ、政府が掲げる「夢をつむぐ子育て支援」の具現にはいたりません。

そのため、保育の質を高め、安心して保育を行うことができる環境・体制を整えるためにも、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する抜本的な処遇改善策を中心とした対策が必要です。

### 1. 朝夕の保育士配置の要件緩和

現行の取り扱いのまま、緊急的な要件緩和にとどめるべきです。

- 「質の改善」の下に、制度は、手厚い人員配置基準（例：3歳児の20：1→15：1。27年度から加算として実現）を志向する方向性。
- その流れに反し、朝夕に限った配置基準の要件緩和が省令化されて、資格のない者が保育を担うことの拡大につながることは大きな懸念。

### 2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

一定の要件の設定がなされる場合に限って、検討の余地があります。

- 乳児保育を行う保育所での、医療的対応をはかるために、看護師の配置基準上の算定がなされているとの理解に立っています。

- また、新制度では、保育士資格のみを有する者と同様に、幼稚園教諭免許のみを保有する者が5年間の期間中に限って、保育教諭となることが可能である特例も運用されているところ。
- 下記の要件の下で適正な運用がはかられることが担保されるのであれば、検討の余地があります。
  - ① 保育を行う上で必要な研修の受講必須
  - ② 人員数の上限の設定具体的には、検討会の資料で提案されている「配置する保育士の3分の1を超えない範囲」まで多数の水準ではなく、
  - ア) 3～5歳児の配置基準の範囲内で1名の幼稚園教諭、
  - イ) 0～5歳児の配置基準の範囲内で1名の看護師、もしくは養護教諭以上の合計2名までとすること。なお、あわせて期限を限定し、平成31年度までの運用とすべきです。

### 3. 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の緩和

研修代替要員等の人員は、配置基準上の人員であり、保育士の配置が必要です。本項目は、保育士資格を有しない者が保育をできる基準改正につながることから、反対します。

- 検討会資料では、緩和の対象を「保育所及び地域型保育事業における加配人員要件（延長保育含む）について、当分の間、緩和」としており、認定こども園等との基準の差異が生じ、保育の質が担保されません。

### 4. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続について

保育所に係る退職共済制度への公費助成の在り方については、更に検討し、平成29年度までに結論を得ることとされております。

今後の検討に当たっては、本制度が人材確保対策において重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性が後退することのないよう、慎重な対応が必要です。